

令和 2 年度

恵庭市普通財産一般競争入札売払物件リスト

令和 3 年 1 月 1 日現在

現地を確認し、「恵庭市普通財産の一般競争入札実施説明書」、「恵庭市普通財産の土地売払要綱」及び「恵庭市普通財産の一般競争入札実施要領」を了解のうえ、お申込下さい。現地をご覧になりたい方は下記の問合せ先までご連絡下さい。

問い合わせ先

恵庭市 総務部 財務室 管財・契約課

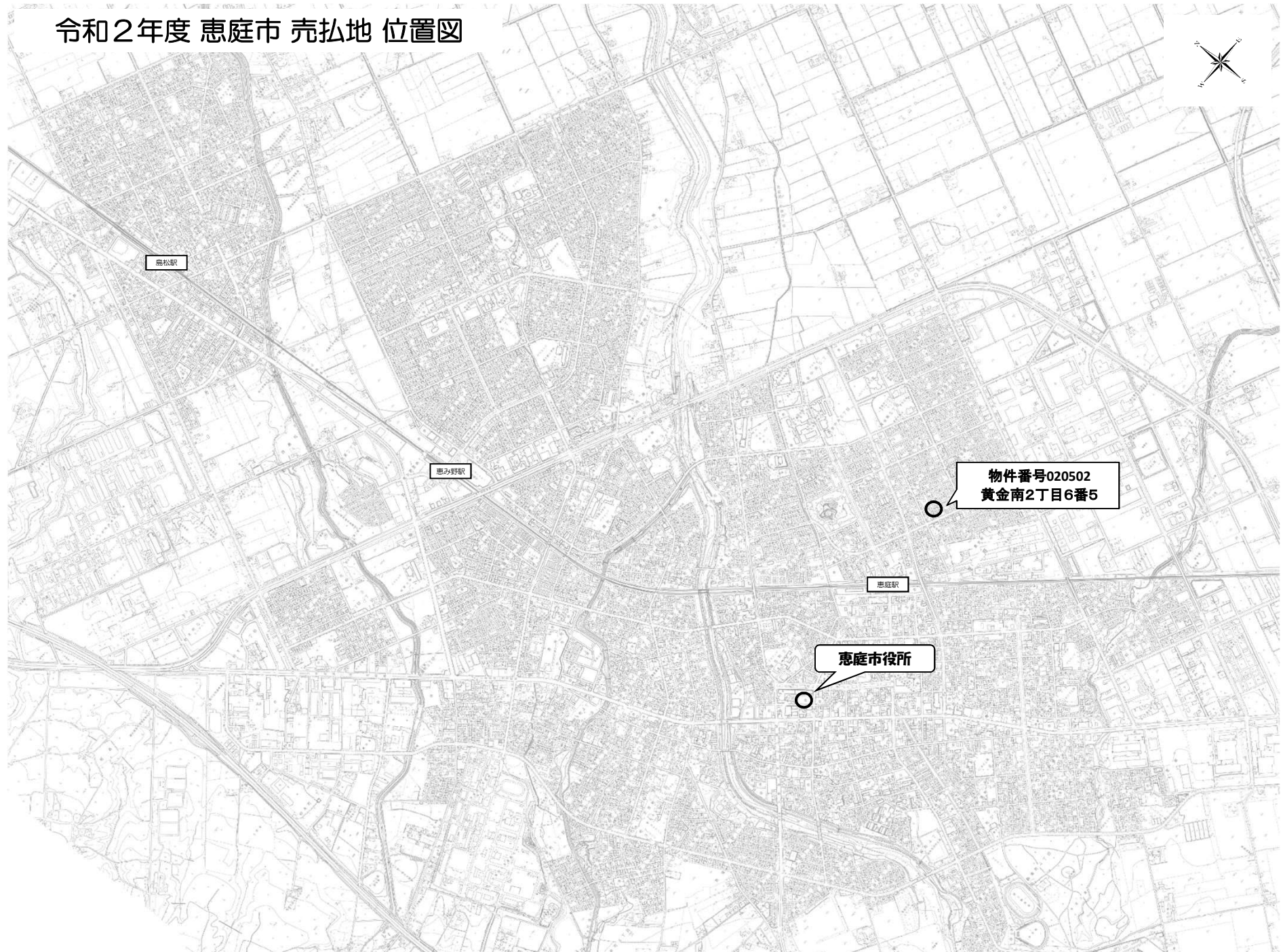
（増築庁舎 2 階 29 番窓口）

〒061-1498 恵庭市京町1番地

TEL 0123-33-3131 内線2355

FAX 0123-33-3137

令和2年度 恵庭市 売払地 位置図

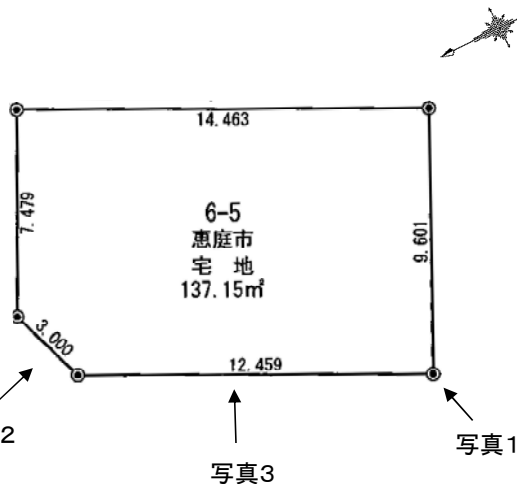


令和2年度 一般競争入札物件リスト

物件 番号	所在地	地積 (㎡)	地目	令和2年度 最低価格(円)	入札保証 金額(円)	申込受付期間	入札保証金納付期限	入札執行日
020502	恵庭市黄金南 2丁目6番5	137.15	宅地	5,159,000 円	500,000 円	令和3年1月6日(水)から 令和3年1月20日(水)まで ※申込期間中に申込が無か った場合は、その後公募売払 申込を受付致します。	入札保証金は1月22日 (金)までに納入して下さい。 落札できなかった場合は 入札終了後、指定金融機関 へ返還手続きを行います。	1月26日(火)10:00 (予定) 202 会議室で行います。

※これらの物件は、予告なく中止又は変更する場合がありますのでご注意ください。

恵庭市不動産売却情報

所在地	恵庭市黄金南2丁目6-5		物件番号	020502		
売却価格	5,159,000円		土地の詳細			
   			物件の表示	所在	恵庭市黄金南2丁目	
			地番	6番5		
			種類	土地		
			地目	宅地		
			面積	137.15㎡(約41坪)		
			都市計画法及び建築基準法	区域区分	市街化区域	
				計画道路	なし	
				区画整理	なし	
				用途地域	第1種低層住居専用地域	
				建ぺい率	50%以下(角地緩和適用)	
容積率	60%以下					
接面道路	北東側市道 幅員8m 北西側市道 幅員10m					
その他制限						
公共供給施設	種類	主な問い合わせ先				
	上水道	恵庭市水道部上水道課	0123-33-3131(内5854)			
	下水道	恵庭市水道部下水道課	0123-33-3131(内5861)			
	電気	北海道電力(株)千歳支社	0123-23-5101			
	これらの工事費用は全て落札者の負担となります。					
公共施設等	施設名	住所	距離			
	恵庭市役所	京町1番地	約 1,700m			
	和光小学校	和光町2丁目	約 1,600m			
	恵明中学校	黄金北4丁目	約 1,400m			
	黄金ふれあいセンター	黄金南5丁目	約 900m			
	恵庭黄金郵便局	黄金南1丁目	約 130m			
	恵庭駅	相生町	約 1,200m			
現況	その他	《市有地の埋設物について》 ・市有地には、家屋の基礎等の埋設物があります。 ・売却価格は、埋設物の撤去費用を差し引いて算定しています。 《その他》 ・境界杭設置測量済みです。				

恵庭市普通財産の土地売払要綱

(趣旨)

第1条 恵庭市が所有する普通財産である土地（以下「土地」という。）の売払について法令及び恵庭市公有財産規則（平成9年規則第12号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(選定基準)

第2条 売払の対象となる土地（以下「売払地」という。）は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 公用又は公共用に供する見込みがないもの
- (2) 市又は国若しくは他の地方公共団体が行う公共事業等の代替地の用に供する見込みがないもの
- (3) 要処分財産として位置付けられてないもの

(売払方法)

第3条 土地の売払は、一般競争入札の方法により行うものとする。

- 2 一般競争入札の結果土地の売払いができなかったときは、公募の方法（あらかじめ売払価格を公表して購入希望者を募集し、募集に応じた者が複数の場合は抽選により売払いの相手方を決定する方法をいう。）により土地の売払いを行うものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、次に掲げる土地の売払にあつては、随意契約の方法によることができる。
 - (1) 道路に隣接していない又は狭小その他の理由により単独で利用することが困難な土地を売り払うとき。
 - (2) 隣接者（売り払おうとする土地に隣接する土地の所有権を有する者をいう。）以外の者が利用することが困難な土地を当該隣接者に売り払うとき。
 - (3) 5年以上の期間、貸付を行っている土地を当該土地の貸付を受けている者に売り払うとき。
 - (4) 現に貸付を行っている土地に建物が建っている場合であつて、当該建物の使用権限を有する者に当該土地を売り払うとき。
 - (5) 特別の縁故がある者がいる土地を当該縁故がある者に売り払うとき。
 - (6) その他市長が特別な理由があると認めた土地を市長が特に認めた者に売り払うとき。

(譲渡の斡旋)

第4条 前条第2項の表第1号の規定により、公募により売り払う場合において、応募者がいないとき又は公募により売払地の買受人となった者が、当該売払地に係る売買契約を締結しようとし不在の場合において、当該売払地の購入希望者を随時に募集して売り払おうするときは、宅地建物取扱業者に売払地の譲渡斡旋を依頼することができるものとする。

- 2 斡旋に関する取り決めについては、別に定める。

(禁止用途)

第5条 売払をした土地については、次の各号に掲げる用途に使用することができないものとする

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業その他これらに類する業の用に供すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する指定暴力団等の事務所に供すること。

(買戻特約)

第6条 一定年数以内に住居を建てる等の条件を付して売払地を売り払う場合は、買戻特約を付することができる。

(転売の禁止)

第7条 売払地については、契約締結の日から5年間、所有権の移転を禁止するものとする。ただし、所有権移転の禁止期間であっても契約用途に供した場合はこの限りでない。

(違約金)

第8条 前条の規定による所有権移転の禁止の義務に違反して所有権を移転したときは、売買代金の10パーセントに相当する金額を違約金として請求できるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

恵庭市普通財産の一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 恵庭市普通財産の土地売払要綱(平成16年10月1日実施)第3条第1項の規定による一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)の実施に関しては、別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(一般競争入札参加者の資格)

第2条 一般競争入札に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1)市税又は市に納付すべき公共料金を滞納していない者
- (2)売払地の売買契約を締結する能力を有すると認められる者
- (3)地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者

(一般競争入札の周知)

第3条 一般競争入札を実施するときは、あらかじめ、広報誌等で周知することとする。

2 前項の規定による周知をしたときは、申込に際しての必要な情報を提供するため説明書等を作成し、申込を希望する者へ配布する。説明書には次に掲げる事項について記載する。

- (1)入札に付する売払物件に関する事項
- (2)入札に参加する者の資格に関する事項
- (3)入札参加申込書類に関する事項
- (4)入札参加申込書類の受付場所及び受付日時
- (5)入札保証金に関する事項
- (6)入札及び開札の日時及び場所

(申込み)

第4条 一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書(様式第1号)に必要事項を記載のうえ、次に掲げる書類を添えて指定する期日までに申し込まなければならない。

- (1)個人の場合は住民票の写し。法人の場合は登記事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)。
- (2)印鑑登録証明書又は印鑑証明書
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- (4)前各号の添付書類は、発行日から3か月間を有効とする。

2 前項の書類は、申込の日前3か月以内に発行又は交付されたものでなければならない。

3 1の土地において、2以上の者が所有権を共有することを希望するときは、これらの者の1名をもって申し込まなければならない。この場合において、これらの者のうちからあらかじめ定めた代表者を入札者及び入札保証金の返還請求者とみなす。

(参加資格の確認)

第5条 市長は、前条の規定により一般競争入札の参加申込を受けたときは、速やかに参加資格の有無について確認し、その結果を当該参加申込をした者(前条第3項前段に規定する場合にあっては、代表者とする。)に対し、一般競争入札参加資格確認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(参加資格の喪失)

第6条 一般競争入札の参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該参加資格を失うものとする。

(1)第2条各号に掲げる一般競争入札参加者の資格を失ったとき。

(2)虚偽その他不正な手段により第4条の申込を行ったとき。

2 第4条第3項前段に規定する場合において、共有を希望する者(以下「共有希望者」という。)のうちいずれかの者が前項の規定に該当したときは、共有希望者すべてについて当該参加資格を失ったものとみなす。

(最低売却価格の決定)

第7条 入札の実施にあたっては、最低売却価格をあらかじめ公表することとする。

2 前項の最低売却価格は、恵庭市が定めた予定価格とする。

(入札)

第8条 入札は、入札者又は代理人1人以上の参加をもって成立するものとする。

2 代理人が入札するときは、入札前に委任状(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 入札は、入札書(様式第4号)により行うものとする。

4 市長は、公平公正を確保するため、入札の執行に当り必要な条件を付することができる。

(開札及び落札者の決定)

第9条 開札は、入札の終了後、入札者の面前で行う。

2 有効な入札を行なった者のうち、最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者に決定する。

3 落札者となるべき価格で入札した者が2以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

4 落札者が辞退し、又は第13条の規定により落札を取り消されたときは、最低売却価格以上で最高価格をもって申し込みをした者を繰り上げて落札者とみなす。

(再入札)

第10条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに再入札を実施する。

2 前項の再入札は、2回を超えてこれを行うことができない。

(無効となる入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)入札金額に訂正のある入札書を提出した入札

(2)記載事項の漏れ、または誤記等により内容が確認できない入札書を提出した入札

(3)鉛筆等の訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札

(4)入札者(代理人)が2通以上の入札書を提出したときのその全ての入札

(5)入札者及び代理人がそれぞれ入札をしたときのその双方の入札

(6)他の入札者の代理人を兼ね、または二以上の者の代理人として入札したときのその全ての入札

(7)その他入札に関する条件に違反した入札

(入札保証金)

第12条 入札者は、指定する期日までに恵庭市が発行する納付書により、次の各号に掲げる最低売却価格の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める額の入札保証金を指定金融機関等に現金で納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、入札保証金の額を別に定めることができる。

(1)最低売却価格が1千万円未満である場合 10万円

(2)最低売却価格が1千万円以上、5千万円未満である場合 50万円

- (3)最低売却価格が5千万円以上である場合 100万円
- 2 落札しなかった者の入札保証金は、入札終了後返還する。
- 3 入札保証金の返還は入札保証金返還請求書(様式第5号)により申込者に返還するものとする。
- 4 前項により返還する入札保証金には、利息を付さない。
- 5 次条の規定により落札を取り消された者の入札保証金は、返還しない。

(落札の取消)

第13条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消す。

- (1)契約の締結を辞退したとき又は指定した期間内に契約を締結しないとき。
- (2)入札に関する条件に違反したとき。

(入札の不調及び落札の取消し時の該当物件売り払い)

第14条 入札が不調に終わった場合は、最低売却価格をもって先着順により当該年度末まで買受を受け付けることができる。

(契約の締結)

第15条 落札者が決定したときは、売却決定通知書(様式第6号)により当該落札者に通知するものとする。

- 2 落札者は、売却決定通知書を受けとった日の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に、契約又は仮契約(議会の議決に付すべきものに限る。以下同じ。)を締結しなければならない。

(経費の負担)

第16条 契約又は仮契約の締結及び契約の履行に関して必要な一切の費用は、すべて落札者の負担とする。

(契約保証金)

第17条 落札者の入札保証金は、契約締結と同時に契約保証金に充当する。

- 2 前項の契約保証金は、売買代金の全部を完納したときに返還する。ただし、契約保証金は、売買代金から契約保証金を控除して得た額に相当する額を納付したときに売買代金に充当することができる。
- 3 次条の規定により契約を解除する場合は、納付済みの契約保証金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を返還する。
 - (1)恵庭市の責めに帰す事由により、契約を解除するとき。
 - (2)売り払う土地が天災等不可抗力により、引渡し前に滅失又は毀損したことにより、契約を解除するとき。
- 4 前2項の規定により返還する契約保証金には、利息を付さない。

(契約解除)

第18条 契約者が契約で定める義務を履行しないときは、催告しないで契約を解除することができる。

(売買代金の納付)

第19条 契約者は、売買代金を契約締結と同時に全額納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、2か月を限度として納付期限を別に定めることができる。

附則

この要領は、平成21年8月1日から実施する。

【参考資料】 地方自治法施行令第 167 条の 4 について

(一般競争入札の参加者の資格)

1. 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
2. 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 地方自治法第二百三十四条の二第一項(※)の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - ⑥ この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※地方自治法第二百三十四条の二第一項

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

恵庭市普通財産の一般競争入札実施説明書

一般競争入札とは、1つの入札物件に不特定多数の購入希望者を募ったうえで入札をしてもらい、市が設定する最低売却価格以上で最高価格の札を入れた方を売払の相手とする方法です。

●実施説明書の確認

この実施説明書を最後までよく読んで、申し込みに備えてください。また、詳細事項については「恵庭市普通財産の土地売払要綱」及び「恵庭市普通財産の一般競争入札実施要領」に記載されていますので、必ずご確認ください。

●物 件 の 確 認

1. 土地は現状有姿で引き渡します。土地の現況や電柱、支線、街灯、その他施設の位置等を必ず現地でご確認のうえ、申し込みください。
2. 恵庭市不動産売却情報は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
3. 各種供給処理施設（電気、上下水道等）の利用に当たっては、各供給業者と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、落札者の負担において行ってください。
4. 恵庭市売払地位置図は、現地調査のための参考資料ですので、道路の整備や建物の新築・解体などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。
5. 詳細図は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくため作成した図面で、現況を全て正確にあらわしたものではありません。現地の状況は、必ず入札参加者ご自身で確認してください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

●申 込 み

1. 申し込み資格
次の項目に全て当てはまる個人及び法人であれば、申し込みいただけます。
（１）市税又は恵庭市に納付すべき公共料金を滞納していない者
（２）売払地の売買契約を締結する能力を有すると認められる者
（３）市有地の申し込みにおいて、正当な理由が無く契約を締結せず、または契約内容を履行しなかった事実が無い者等
2. 申し込みできる物件数
複数の物件に申し込みできます。ただし、各物件について入札保証金を納入する必要があります。なお、同一物件について、同一参加者が重複して申し込むことはできません。
3. 所有権の共有を希望される場合
申込書（様式第 1 号）に共有者の必要事項を記載するとともに、共有者の

添付書類を添えて提出してください。申込受付期間終了後は、単独から共有または共有から単独に変更することはできませんのでご注意ください。

4. 希望物件の資金計画

気に入った物件が見つかりましたら、その物件の内容をよく把握していただき、資金計画を立ててください。落札日からおよそ70日の間に土地売買代金をお支払いいただくことになります。

5. 申し込みに必要な書類

申込書に、次の書類を添えてご提出ください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しいたしません。

また、添付書類は、提出日より前3ヶ月以内に発行されたものといたします。

【個人が申し込む場合】

- 住民票の写し 1通 ※「本籍」を記載したもの
- 印鑑登録証明書 1通

【法人が申し込む場合】

- 登記事項証明書 1通 ※履歴事項証明書か現在事項証明書
- 印鑑証明書 1通

6. 申込方法

提出書類を財政課まで持参するか郵送による方法に限ります。

7. 申込・問い合わせ先

恵庭市総務部財務室管財・契約課 （増築庁舎2階 28番窓口）
〒061-1498 恵庭市京町1番地
Tel 0123-33-3131 内線2355

8. 申し込みの完了

申し込みが完了すると、市から「一般競争入札参加資格確認通知書」（様式第2号）を送付します。また、参加資格要件を満たしている方には入札保証金の納付書を同封します。

●入札保証金の納付

1. 入札保証金

物件ごとに定めた入札保証金を、市がお渡しする納付書により指定金融機関で、指定期日までに振り込みください。

2. 入札終了後の入札保証金の返還等

落札者の入札保証金は、契約保証金へ充当します。

落札できなかった方の入札保証金は、指定された金融機関へ後日、振り込みいたしますので、入札終了後「入札保証金返還請求書」（様式第5号）をご提出ください。振り込みまでにはおよそ20日間程度かかりますのでご了承ください。

連名で入札参加申し込みをした場合は、代表者が申込者及び入札保証金請求者となります。

●入札

1. 入札当日に必要な持ちもの

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書（市から送付されたもの）
- (2) 入札保証金の領収書
- (3) 入札書（記名押印のあるもの）（様式第4号）
- (4) 委任状（代理人が入札する場合）（様式第3号）
- (5) 入札保証金返還請求書（記名押印のあるもの）（様式第5号）

※落札できなかった場合のみ必要

※後日提出する場合は不要

2. 入札

入札書は、所定の「入札書」（様式第4号）をご使用いただきます。入札書に必要な事項を記入、押印のうえ指定された時間に入札してください。また、連名で入札参加申し込みをした場合は、代表者が入札者となります。入札書の入札者欄には代表者の住所・氏名を記入してください。

3. 無効となる入札

- (1) 入札金額に訂正のある入札
- (2) 記載事項の漏れ、または誤記等により内容が確認できない入札
- (3) 鉛筆等の訂正が容易な筆記用具で記載された入札
- (4) 入札者（代理人）が2通以上の入札書を提出したときのその全ての入札
- (5) 入札者及び代理人がそれぞれ入札をしたときのその双方の入札
- (6) 他の入札者の代理人を兼ね、または二以上の者の代理人として入札したときのその全ての入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

●開札・落札者の決定

1. 開札

入札の終了後直ちに入札者の面前で行います。

2. 落札者の決定

開札後、次の条件により決定いたします。

- (1) 有効な入札を行い、最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した方を落札者といたします。
- (2) 落札者となるべき価格で入札した方が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定いたします。
- (3) 落札者が辞退した場合、または落札を取り消された場合は、次に入札価格が高額であった入札者を繰り上げて落札者とみなします。

●契約保証金および売買代金の納付

1. 契約保証金

落札者の入札保証金は、契約内容（主に売買代金の納入義務）の履行を担保するため、契約保証金へ充当します。また、契約を辞退または解除することになった場合、入札保証金または契約保証金は市へ帰属しますので、ご注意ください。

2. 売買代金の納入期限

契約書に記載された指定期日（契約した日から最大 2 ヶ月）までに納入してください。納入期限を過ぎて収めた場合、延滞金が発生したり、契約を解除する場合がありますのでご注意ください。

●所有権移転の登記

1. 所有権の移転時期

契約された物件の所有権は、売買代金を完納したときに市から契約者に移転します。所有権移転登記手続きは市が行います。諸費用は買い受け人の負担となります。

以上

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書

恵 庭 市 長 様

下記の物件についての一般競争入札に参加したいので、恵庭市普通財産の一般競争入札実施要領の内容を承諾の上、必要書類を添えて参加申込みします。

1 入札物件

物件No.	入札物件の所在地	地 目	面積 (㎡)

2 申込者

申 込 者 (連 名 の 場 合 は 代 表 者)	住 所 (所在地)	〒 ー		
	フリガナ		印 (印鑑登録印)	連絡先電話番号 自宅・勤務先 携帯電話
	氏 名 (法人の場合は 名称及び代表者 氏名)			
共 有 者	住 所 (所在地)	〒 ー		
	フリガナ		印 (印鑑登録印)	連絡先電話番号 自宅・勤務先 携帯電話
	氏 名 (法人の場合は 名称及び代表者 氏名)			

※ 共有者が 3 名以上の場合は、もう一枚に追加記入して全てホチキス止めをしてください。

※ 法人の場合は法人の印鑑登録印を押印してください。

3 購入後の土地の使用目的（具体的に記入してください）

--

※添付書類は、いずれも 3 ヶ月以内に発行されたものを使用してください。

※申込書等に虚偽の記載をされた場合は、申込無効とします。

4. 市税等納入状況（恵庭市普通財産の一般競争入札実施要領第 2 条第 1 項関係）

・私は、市税又は市に納付すべき公共料金を滞納していません

はい いいえ
☐ ☐

受付印

--

一 般 競 争 入 札 参 加 資 格 確 認 通 知 書

申込者

住所(所在地) _____

氏名(名称) _____ 様

恵 庭 市 長 印

次の物件についての一般競争入札参加申込みを受け付けました。
恵庭市普通財産の一般競争入札実施要領第 5 条の規定により参加資格の有無の確認をしたのでその結果を通知します。

1 入札物件

物件No.	入札対象物件の所在地	地 目	面積(m ²)

2 参加資格の確認結果

有	(1) 入札に参加できます。この通知を入札の当日に受付に提示してください。 (2) 虚偽その他の不正の手段による申込みがあった場合は、この参加資格を取り消す場合があります。 (3) 同封した納入通知書により入札保証金を入札の指定日までに納入してください。 (4) 納入通知書の一枚目は領収書となっております。領収書を入札の当日に受付に提示してください。
無	次の理由により入札には参加できません。 理由

受付番号

委 任 状

恵 庭 市 長 様

私は、下記の者を代理人に選任し、次の物件についての一般競争入札(年 月 日執行)に関する一切の権限を委任したので届けます。

1 委任者(申込者)

住 所 (所在地)	〒 ー	
フリガナ		印 (印鑑登録印)
氏 名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)		

※ 法人の場合は法人の印鑑登録印を押印してください。

2 受任者(代理人)

住 所 (所在地)	〒 ー	
フリガナ		印 (代理人使用印)
氏 名		

入札物件

物件No.	入札対象物件の所在地	地 目	面積(m ²)

- 1 委任状は入札当日に必要です。
- 2 委任者は印鑑登録証明書と同じ印影を押印してください。
- 3 代理人は使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。
- 4 代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

入 札 書

恵 庭 市 長 様

恵庭市普通財産の一般競争入札実施要領の内容を承知のうえ入札します。

1 入札者

住 所 (所在地)	〒 —		
フリガナ			印 (印鑑登録印)
氏 名 (法人の場合は名 称及び代表者氏名)			

※ 法人の場合は法人の印鑑登録印を押印してください。

2 代理人

フリガナ			印 (代理人使用印)
氏 名			

3 物 件

物件No.	入札対象物件の所在地	地 目	面積(m ²)

4 入札金額

金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

- 鉛筆等の訂正が容易な筆記用具は使用しないでください。
- 代理人は代理人使用印を使用してください。
- 金額はアラビア数字 1, 2, 3, 4・・・で記入してください。
- 金額は訂正しないでください。
- 初めの数字の頭に¥を入れてください。
- 代理人が入札する場合は、入札者欄の印は省略できます。

入 札 保 証 金 返 還 請 求 書

恵 庭 市 長 様

下記の物件についての一般競争入札(年 月 日執行)に係る入札保証金の返還について、恵庭市普通財産の一般競争入札実施要領第 1 2 条第 3 項の規定により請求します。

1 申込者

申込者 (連名の場合は代表者)	住 所 (所在地)	〒 ー	
	フリガナ		請 求 印
	氏 名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)		印 (印鑑登録印)

※ 法人の場合は法人の印鑑登録印を押印してください。

2 入札物件および請求金額

物件No.	入札対象物件の所在地	請求金額
		円
		円
		円
合計		円

3 振込口座 ※申込者の名義に限る

金融機関名	
支店名	
(フリガナ) 口座名義人	
種 別	普 通 ・ 当 座
口座番号	

受付番号

第 号
年 月 日

売 払 決 定 通 知 書

落札者(申込者)

住所(所在地)

氏名(名称)

恵 庭 市 長 印

年 月 日執行の市有地一般競争入札の結果、下記金額が最高額であったので貴台を落札者(土地購入者)と決定します。

1 入札物件

物件No.	落札物件の所在地	地 目	面積(m ²)

2 落札金額

金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

問合せ先 恵庭市役所 部 課
3 3 - 3 1 3 1 (内線)